

核融合科学研究所研究力強化戦略室組織運営規則

制 定 令和5年3月14日 核研規則第10号
最終改正 令和7年3月 4日

(目的)

第1条 この規則は、核融合科学研究所組織運営規則（令和4年核研規則第4号）第13条第2項の規定に基づき、研究力強化戦略室（以下「戦略室」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(室長)

第2条 戦略室の室長は、副所長とする。

2 室長は、戦略室を掌理する。

(室員)

第3条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究力強化戦略室規則（平成25年自機規則第24号。以下「規則」という。）第5条第2項の室員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 研究部長
- (2) 次条に定めるタスクグループの長
- (3) その他、所長が必要と認めた者
(タスクグループ)

第4条 規則第2条の任務を行うため、戦略室に、次に掲げるタスクグループを置く。

- (1) IR・評価タスクグループ
 - (2) 広報力強化タスクグループ
 - (3) 財政基盤強化タスクグループ
 - (4) 共同研究力強化タスクグループ
 - (5) 人材育成力強化タスクグループ
- 2 各タスクグループに長を置き、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の職員のうちから所長が指名する者をもって充てる。
- 3 タスクグループの長は、該当するタスクグループの運営を掌理する。
- 4 タスクグループの構成員は、研究所の職員のうちから当該タスクグループの長が選出し、所長が指名する。

(自己点検委員会)

第5条 IR・評価タスクグループの下に、自己点検委員会を置くことができる。

- 2 自己点検委員会に委員長を置き、IR・評価タスクグループの長をもって充てる。
- 3 自己点検委員会の委員長は、当該委員会を招集し、その議長となる。
- 4 自己点検委員会の委員は、研究所の職員のうちから所長が指名する。

(IR・評価タスクグループ)

第6条 IR・評価タスクグループは、次に掲げる事項について調査及び分析を行い、戦略室に答申する。

- (1) 職員の研究活動及び研究発表の状況

- (2) 核融合科学分野及び関連分野の動向
- (3) 評価パラメータの在り方
- (4) その他、戦略室から諮問された事項

2 IR・評価タスクグループは、第5条第1項に定める自己点検委員会と協力し、自己点検及び外部評価等の実施に必要な活動報告及び資料等を作成する。

(広報力強化タスクグループ)

第7条 広報力強化タスクグループは、次に掲げる事項について調査及び分析を行い、戦略室に答申する。

- (1) 研究所における広報の状況、効果及び影響
- (2) 国内外における核融合科学関連報道の状況
- (3) 関連分野の広報活動の状況
- (4) その他、戦略室から諮問された事項

(財政基盤強化タスクグループ)

第8条 財政基盤強化タスクグループは、次に掲げる事項について調査及び分析を行い、戦略室に答申する。

- (1) 研究所の財務状況
- (2) 競争的研究資金の獲得状況及び応募状況
- (3) 競争的研究資金の動向
- (4) その他、戦略室から諮問された事項

(共同研究力強化タスクグループ)

第9条 共同研究力強化タスクグループは、次に掲げる事項について調査及び分析を行い、戦略室に答申する。

- (1) 共同研究の実施状況、成果及び将来ビジョン
- (2) 国際的な核融合研究コミュニティにある共同研究のインセンティブ
- (3) 他研究機関が実施している共同研究の状況
- (4) その他、戦略室から諮問された事項

第10条 人材育成力強化タスクグループは、次に掲げる事項について調査及び分析を行い、戦略室に答申する。

- (1) 研究者（若手・女性・外国人）人材育成、研究支援の状況、成果及び将来ビジョン
- (2) 大学院学生等の教育の状況、成果及び将来ビジョン
- (3) 学生及び若手職員のキャリアパスの状況
- (4) その他、戦略室から諮問された事項

(戦略室会議)

第11条 戦略室に戦略室会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、戦略室の室員を構成員とし、室長が議長となる。
 - 3 会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 4 会議は、定期に開催するほか、室長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。
 - 5 会議は、各タスクグループの答申を総合し、研究力強化のための戦略を策定する。
- (庶務)

第 12 条 戦略室の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、戦略室、第 4 条第 1 項各号に定めるタスクグループ及び第 5 条第 1 項に定める自己点検委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。